

第2章

取組に当たっての視点

- 1 県民参加型行政の推進
- 2 効率的・効果的な事業の推進
- 3 自然環境や周辺景観などへの配慮
- 4 人づくりの推進

1 県民参加型行政の推進

1. 地域住民等と協働した土木建築行政の推進

●地域住民との協働による県土づくり

県土づくりにあたっては、地域の意見やニーズを取り入れ地域と協働した県民参加型行政を推進しています。

●次世代を担う子どもたちへの啓発

地域の将来を担う子供たちに土木・建築のすばらしさを伝える土木未来教室の実施を推進しています。令和3年度は8事務所と本庁2課で、17カ所実施しました。

●ボランティア団体等との協働による地域活動

地域住民にとって愛着の湧く社会資本整備を推進するとともに、防災や施設の維持管理も含めた、継続的な地域住民との協働体制を構築するため、土木未来チャレンジ事業などを活用しながら推進しています。令和3年度は、10カ所で実施しました。



2. 県民の要請に対する迅速な対応

河川・道路など県が管理する土木施設の損壊や倒木等の機能を阻害する要因の除去等、県民の要請があればすぐに現場に駆けつけ、迅速に対応を図り、安心・安全な暮らしを支えています。令和3年度は4,778件の要請があり、うち約85%の対応が年度内に完了しました。

土木事務所では、災害発生時などに迅速な対応ができるよう、日頃から防災資機材を備蓄するなど地域防災力の向上に努めます。また、防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の倒木・流木等の撤去や施設の修繕等を行います。



2 効率的・効果的な事業の推進

1. 公共事業評価の実施

社会経済情勢の変化に対応し、公共事業の効率性、透明性の向上を図るため、公共事業評価を各段階で行い、適正な事業の執行に取り組んでいます。

令和3年度の事業評価監視委員会では、土木建築部、農林水産部あわせて事前評価対象6事業、再評価対象23事業、事後評価対象7事業の計36事業が審議され、各々の対応方針案について「妥当」であるとの審議結果が知事あてに答申されました。



事業評価監視委員会の状況



現地調査の状況

2. 公共工事の品質確保

平成26年6月及び令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(改正品確法)において、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保のために発注者及び受注者が果たすべき責務が明確になりました。

本県でも改正品確法の主旨を踏まえた施策の展開と様々な制度の改正・運用に取り組んでいます。

入札制度においては、予定価格5千万円以上(建築一式工事は1億円以上)の工事に総合評価落札方式を適用し、令和3年度は352件を試行しました。

また、総合評価落札方式の評価基準等について見直しを行うなど、制度の改正を行うとともに、「令和2年7月豪雨及び令和3年8月豪雨」に伴う災害からの早期復旧を目的として配置予定技術者の雇用条件の緩和や総合評価落札方式の要件の緩和など、入札制度の弾力的な運用にも取り組んでいます。

3. 公共事業の生産性向上

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に災害時の復旧対応など県民の安全・安心を支える「地域の守り手」として、大きな役割を果たしており、経済や地方創生を支える基幹産業としてなくてはならない存在です。

人口減少や高齢化が進むなかで、今後も建設業がこうした県民の期待に応えていくためには、賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに生産性の向上が必要不可欠となっています。

国土交通省では、令和7年度までに建設現場の生産性を2割向上させることを目指しております、ICTの活用やプレキャスト化による省力化、施工時期の平準化を通じた人材の効率的活用などを施策の柱とした「i-Construction」を推進しています。

本県においても、平成29年度からICT活用工事を試行しており、令和3年度は、適用工種を拡大するとともに、ICTを活用できる人材を育成するため、オンラインセミナーや体験会を開催し、普及拡大に取り組んでいます。



※R4.3 末時点

体験会（ICT 建設機械体験会）

■ ICT 活用試行工事実施件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
件数	2	2	2	9	24

4. 事業執行マネジメント

県民により早く社会インフラを利用してもらうため、計画段階で完成目標を明確にし、着実に執行できるよう必要な予算を確保し、執行管理を行っています。

特に、「施工時期の平準化」については、品確法の改正により、発注者が必ず実施すべき事項として定められており、本県においても、ゼロ県債や債務負担行為、早期繰越承認といった予算制度の積極的な活用を進めています。

このような取組により、年度当初の工事量の落ち込みは改善されてきており、令和4年1月に国が公表した都道府県毎の平準化率においても、大分県は全国平均を上回る水準となっています。

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)		実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)		実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)
北海道	0.68	0.69	0.75	石川県	0.75	0.69	0.80	岡山県	0.72	0.71	0.90
青森県	0.65	0.63	0.75	福井県	0.68	0.68	0.76	広島県	0.74	0.76	0.90
岩手県	0.75	0.73	0.80	山梨県	0.68	0.73	0.70	山口県	0.81	0.75	0.90
宮城県	0.77	0.79	0.75	長野県	0.74	0.79	0.75	徳島県	0.74	0.65	0.90
秋田県	0.75	0.74	0.80	岐阜県	0.77	0.68	0.80	香川県	0.77	0.75	0.90
山形県	0.68	0.69	0.75	静岡県	0.60	0.64	0.80	愛媛県	0.78	0.77	0.90
福島県	0.65	0.71	0.75	愛知県	0.66	0.60	0.80	高知県	0.70	0.68	0.90
茨城県	0.65	0.63	0.70	三重県	0.61	0.63	0.80	福岡県	0.69	0.66	0.80
栃木県	0.60	0.73	0.70	滋賀県	0.65	0.61	0.74	佐賀県	0.67	0.76	0.80
群馬県	0.63	0.73	0.70	京都府	0.73	0.68	0.77	長崎県	0.65	0.63	0.80
埼玉県	0.59	0.62	0.70	大阪府	0.67	0.63	0.73	熊本県	0.78	0.74	0.80
千葉県	0.59	0.62	0.70	兵庫県	0.78	0.70	0.82	大分県	0.80	0.73	0.80
東京都	0.72	0.74	0.80	奈良県	0.73	0.59	0.81	宮崎県	0.67	0.62	0.80
神奈川県	0.64	0.63	0.70	和歌山县	0.73	0.67	0.78	鹿児島県	0.61	0.71	0.80
新潟県	0.80	0.77	0.80	鳥取県	0.81	0.73	0.90	沖縄県	0.70	0.67	0.80
富山県	0.73	0.74	0.80	島根県	0.74	0.68	0.90	全国	0.70	0.69	—

地域平準化率

5. 公共事業の価値向上

厳しい財政状況下で良質な社会資本を整備するため、コストと品質の両面を重視して、公共事業の価値向上に取り組みます。また、コスト低減や機能・品質向上と合わせ、職員の意識改革・技術力向上を図るため、採用3年目研修としてVE基礎講座を実施しています。

3 自然環境や周辺景観などへの配慮

1. 豊かな自然環境への配慮

大分県の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、公共事業の実施に当たっては、事前に「環境影響評価法」や「大分県環境影響評価条例」に基づいて十分な対策を検討するなど、自然環境の保全と調和に努めます。

法や条例の対象とならない比較的小規模な事業については、「大分県環境配慮推進要綱」に基づき実施しており、道路改良事業等で環境に配慮した事業実施に取り組んでいます。

さらに、上記の対象とならない小規模な道路・街路事業についても、「大分県自主的環境配慮指針」を適用し、令和3年度は道路改良事業など9事業で環境に配慮した事業実施に取り組んでいます。

2. 循環型社会への対応

建設リサイクルを推進するにあたっては、公共建設工事において、対象となる建設廃棄物や建設発生土などの発生量の抑制、再利用及び減量化を図り、適正に処理することが重要です。そのため、公共建設工事におけるリサイクル原則化ルールに基づき、工事現場から発生するコンクリートやアスファルト殻等の建設副産物を再資源化施設に搬出するなど、積極的な再資源化に努めています。

3. 低炭素社会への対応

港湾地域から排出される温室効果ガス削減に向けた検討を行う大分港カーボンニュートラル検討会を令和4年3月に開催し、温室効果ガス削減に向けて取り組んでいます。



検討会の状況

4. 周辺景観への配慮

良好な景観を、国民共有の財産として次世代に継承していくため、公共事業の実施に当たっては、各事業区分のガイドライン等を参考に良好な景観形成に努めるとともに、関係機関や地元関係者、専門家等と協力しながら、景観への配慮に取り組んでいます。

5. ユニバーサルデザインへの配慮

年齢、性別、身体的能力や、国籍、文化など、人々の様々な特性や違いを超えて全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共施設の整備や、改善に取り組んでいます。

《令和3年度 共生のまち整備事業の実績》

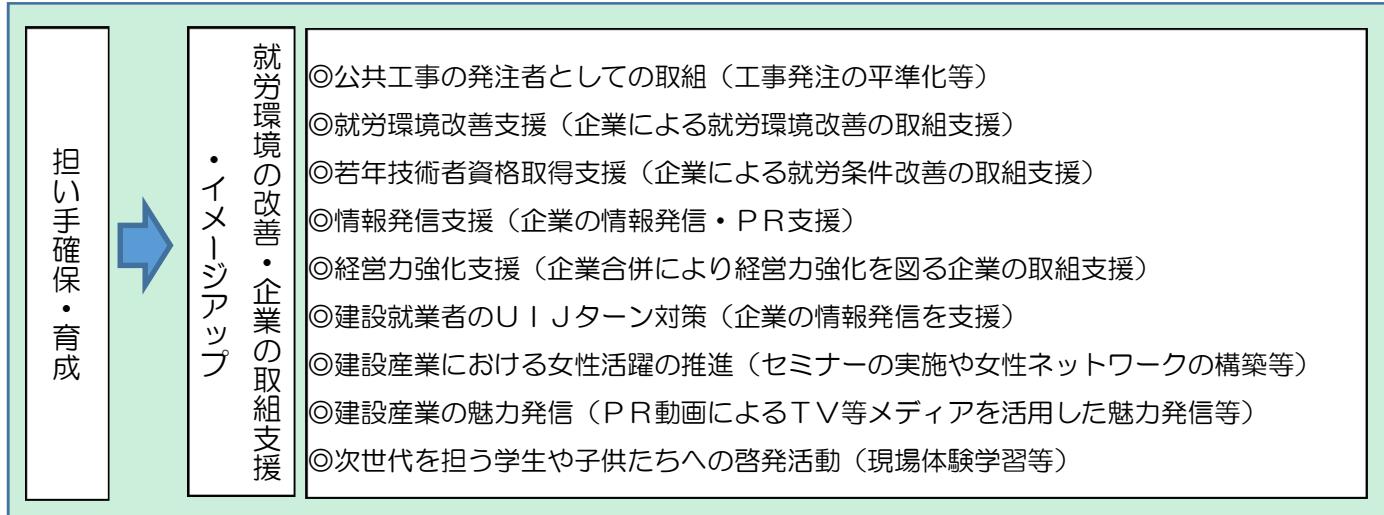
歩道等の改良 11路線、県有施設の改修 6施設、
信号（視覚障がい者用音響装置等）の改修 6箇所

第2章 取組に当たっての視点

4 人づくりの推進

1. 地域を守る建設産業の担い手の確保・育成

担い手の確保・育成を推進するため、関係機関や建設業団体とも連携を図りながら、就労環境の改善や建設産業のイメージアップに取り組んでいます。



● 「おおいた建設人材共育ネットワーク」による取組



産業・教育・行政がともに手を携え、次代を担う建設人材を確保・育成するため、「おおいた建設人材共育ネットワーク」を平成28年度に設置し、建設産業の魅力発信を行っています。PR動画や技術者・技能者へのインタビューのほか、各種イベントの告知等、HPにより、一元的・効果的に情報発信しています。

●女性の活躍に向けた取組

建設産業における女性活躍を推進するため、経営者向けセミナー(オンライン配信1,866回再生)やドローン測量、情報発信力等の専門知識を習得するスキルアップセミナー(62名参加)等に加えて、女性のネットワーク構築に向けた交流会なども行っています。



2. おおいた土木未来プラン2015を実現できる職員の育成

職員の「共通の価値観」として「行動指針」を規定した「土木未来宣言」を職員一人ひとりがしっかりと心に留め、実践し、さらには組織が人を育て人が組織を育てる風土を継承しながら、本プランを着実に進めていきます。

専門知識や経験力の伝承と維持（技術力等の習得機会の確保）

- 職場研修：各出先機関で採用4年目までの職員を対象に137回開催（令和3年度）
- 専門研修：必修科目9講座、選択科目16講座を実施（令和3年度）